

別表第一号の二の二 陸上移動局、携帯局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、簡易無線局及び構内無線局の再免許申請書の様式（第18条関係）

無線局再免許申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長 (沖縄の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。) 殿

申請者 (注1)

住所

氏名

代表者氏名

印

収入印紙ちよう付欄	

無線局

- 陸上移動局
- 携帯局
- アマチュア局
- 簡易無線局
- 構内無線局

(局数: ) (注2) の再免許を受けたいので、無線局免許手続規則第16条の2規定により下記のとおり申請します。

記

① 免許の番号	② 識別信号	③ 免許の年月日	④ 免許の有効期間満了の期日	⑤ 希望する免許の有効期間	⑥ 備考 (注3)

⑦ 無線局事項書及び工事設計書の内容

ア 欠格事由の有無  有  無

イ 免許の有効期間中において無線局事項書及び無線設備の工事設計の内容に変更があつた場合には当該変更の許可の申請又は届出を行つており、それ以後本申請までの期間に変更していない。

ウ 法第3章に規定する条件に合致する。

申請に関する連絡責任者 (注5)

住所

所属

氏名

電話番号

電子メールアドレス

注1 申請者の欄の記載は、次によること。

- (1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (3) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載する。
- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。

2 該当する無線局の種別の口に✓印を付し、第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請する場合は、局数を併せて記載すること。

3 収入印紙については、次によること。

- (1) 複数の無線局を申請する場合は、無線局の種別及び局数の記載事項に対応して、手数料の内訳を記載すること。

(記載例)

5W	7局×3,	350円
1W	1局×6,	700円
合計		30,150円

- (2) 第8条の2の規定により合算した額に相当する収入印紙をちよう付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。
- (3) 該当欄に全部をちよう付できない場合は、別紙にちよう付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙にちよう付すること。

4 ①の欄から⑦の欄までの記載は、次によること。

- (1) ①の欄、③の欄及び④の欄は、現に免許を受けている無線局について記載すること。
- (2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局の識別信号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。

- (3) ⑤の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。
- (4) アマチュア局の場合は、⑥の欄に移動する送信機の台数を記載すること。
- (5) ⑦の欄は、無線局事項書及び工事設計書の内容について該当する場合には、□に✓印を付けること。

5 申請に関する連絡責任者の欄は、個人の場合には所属、氏名及び電子メールアドレスの記載を要しない。

6 免許状の送付を希望するときは、申請者又は代理人の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該免許状を封入し得るものとする。

7 用紙は、日本工業規格A列4番とする。